# 「(仮称)出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」 に関する熊本県環境影響評価審査会意見

標記準備書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

## [全体事項]

(1) 事後調査の結果に加えて環境監視の結果についても、事後調査に係る報告書に記載するなど、公表に努めること。

## [大気環境]

- (1) 建設機械の稼働に伴う騒音による影響について、熊本県側において最も影響を受ける直近民家における予測・評価の結果を示すこと。
- (2) 風力発電施設の稼働に伴う低周波音による心身への影響については不確 実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討 すること。

#### 「動物・植物・生態系〕

- (1) ヤマネが確認されたシイ・カシ二次林は尾根を越えてつながっており、また、当該種は本事業の改変区域をまたいで移動している可能性がある。 このため、ヤマネの生息環境への影響について、改変区域や県境部を含めた移動経路の連続性について検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、連続性が維持されるよう環境保全措置を講じること。
- (2) 管理用道路等の整備に伴い、シカの生息域の拡大や頭数密度の増加に伴う植生の食害の拡大が懸念される。また、シカの食害の拡大は、環境保全措置として検討されている事業実施区域内の緑化だけでなく、事業実施区域周辺の改変されない植生群落への影響も懸念されるため、その対策について検討を行い、影響について可能な限り回避・低減すること。

また、検討内容について評価書に可能な限り記載すること。

#### [景観・人と自然との触れ合い活動の場]

(1) 施設の存在に伴う景観への影響について、調査範囲にエコパーク水俣の 一部が含まれていることから、予測・評価の必要性について検討を行い、 必要に応じて実施するとともに、その検討内容や結果について評価書に記載すること。

また、本事業で設置する風力発電機は2種類のタイプから選定する計画とされているため、機種ごとに細部のデザインが異なる場合にはそれに伴う景観への影響についても配慮すること。